



訴願之部

第五號

大隈殿

山田



114
A2693
76



審判部	訴願ノ部	不服訴法	期限 條限法ノ	照考
常第三	第一條中第二節 何レノ邑村ニ屬 ル地所ノ邑村或 ハ私領地ニ合併ス ル事	縣事議 官ニ訴願 スルヲ得	二十 第一條中第 四節	
常第四	第一條中第四節 一邑所ノ從前ノ一 邑村或ハ私領 地ヨリ分離シ他ノ 邑村或ハ私領地ニ 合併スルヲ許可ス	縣事議 官ニ訴願 スルヲ得	二十 第一條中第 四節 二項	訴願スル ハ唯々其 願意ヲ拒 ミタリハ 限ル

常	第 五	第 六十三條	邑村救 育ノ金高及方法等 ヲ得	第 七十五條	邑村救育組 合モ亦 願スルヲ得
常	第 十二	育組合内ニ於テ救 育ノ金高及方法等 ヲ得	第 七十一條	第 七十一條	第 七十一條
第 四	第 百三條	及百四條	州 事議官 二十 日	第 六十二 條	第 六十二 條
第 十七	聯合邑村選舉區 及都市選舉區ニ於 テ選舉ス可キ郡會 議員共同選舉地ヲ 指定スル事	聯合邑村選舉區 ニ於 テ選舉ス可キ郡會 議員共同選舉地ヲ 指定スル事	第 六十一條	第 六十一條	第 六十一條
常		ノタメニ二箇以上 ノ私領地或ハ二箇以 上ノ邑村ヲ聯合 スルヲ得	第 六十條	第 六十條	第 六十條

第 四	第 五十九條	警察外 ノ事務ニ就テ行フ タル區長ノ處分ニ 不服ナル訴願ヲ議 決スル事	縣 事議官 二十 日	第 五十九 條	第 五十九 條
第 十六	郡會議員選舉 ニ訴願ス 一日	郡會議員選舉 ニ訴願ス 一日	第 五十八條	第 五十八條	第 五十八條
第 十三	事務ニ就テ行フ タル區長ノ處分ニ 不服ナル訴願ヲ議 決スル事	郡會議員選舉 ニ訴願ス 一日	第 五十七條	第 五十七條	第 五十七條
第 三	事務ニ就テ行フ タル區長ノ處分ニ 不服ナル訴願ヲ議 決スル事	郡會議員選舉 ニ訴願ス 一日	第 五十六條	第 五十六條	第 五十六條
第 四	事務ニ就テ行フ タル區長ノ處分ニ 不服ナル訴願ヲ議 決スル事	郡會議員選舉 ニ訴願ス 一日	第 五十五條	第 五十五條	第 五十五條
第 三	事務ニ就テ行フ タル區長ノ處分ニ 不服ナル訴願ヲ議 決スル事	郡會議員選舉 ニ訴願ス 一日	第 五十四條	第 五十四條	第 五十四條
第 二	事務ニ就テ行フ タル區長ノ處分ニ 不服ナル訴願ヲ議 決スル事	郡會議員選舉 ニ訴願ス 一日	第 五十三條	第 五十三條	第 五十三條
第 一	事務ニ就テ行フ タル區長ノ處分ニ 不服ナル訴願ヲ議 決スル事	郡會議員選舉 ニ訴願ス 一日	第 五十二條	第 五十二條	第 五十二條

二 汚其組合處
 分ニ不服ナル貧民
 ノ 許願ヲ議決スル
 事

第五	甲法第七條第三乃	州事議官	二十	第八十條	許願スルハ
十八	至第五節乙法第七	二 許願ス	一日	第一項及	唯々認允セ
帝	條第二節(宿營及現	ルヲ得		該條第二	節
	品之給ノ配當ニ涉			節	ル
	ル邑村決議或ハ邑				
	村規則ヲ認允スル				
第五	甲法第七條中末節	縣事議官	二十	第八十條	
十九	邑村ト聯合セザル	二 許願ス	一日	第二項	

帝

獨立私領區ノ宿營
 配當ノ割合ヲ決定
 スル事
 ルヲ得

第十

第六 第八十二條(邑村及
 私領地内ニ於テ衛
 生警察及獸醫警
 察法令ヲ推測實
 施スル事
 州事議官
 二 許願ス
 ルヲ得

第六 第四條(特立野獵區
 ノ分置ヲ許可スル
 事
 縣事議官
 二 許願ス
 ルヲ得

第十四

第十六

第六 第十三條(第二節)外
 國人ノ野獵借區人
 縣事議官
 二十
 第八十九條
 一日

第八十七
 條

油製造場、泥炭
脂製造場、石
炭脂製造場、
アークス製造
場、アスファルト
溶解場、脂製
造場、硝子製
造場、煤製造
場、石炭、毛及石
膏燒場、鏡物
溶解場、鍛冶
場、速晒場、漆
製造場、養生

麵包製造場、
養生糊製造
場、蠟布、腸糸、
屋根板及屋根
皮製造場、腸糸
仕上場、糊、臭油
石礮製造場、獸
骨燒場、獸骨
乾燥場、獸骨
溶解場、同晒場、
ホフ、ニシ、エウ工
具乾燥場、獸毛
仕上場、木脂溶

業許可ヲ附與スル事 (但異議ナキ片ニ 限ル)	第百 第一條、第五條、道 二十 路線及檐並線ヲ確 定スヘキカ否ヲ議 決スル事	第百 第八條、第九條、 二十 築造方法又ハ檐 並線規定ニ不服
縣事議官ニ 二十	縣事議官ニ 二十	縣事議官ニ 二十
人口一萬以 上ノ都市或 ハ同上ノ都 市ニ關係 スル片ハ縣 事議官之 ヲ議決ス、	人口一萬以 上ノ都市或 ハ同上ノ都 市ニ關係 スル片ハ縣 事議官之 ヲ議決ス、	第百二十二 号ハ照考ニ 同シ

解場、屠獸場、 製皮場、剥皮場、 葦紙製造場、 水車場、蒸氣罐、 及蒸汽罐或ハ 他ノ延板類ヲ 張出スル製造場	第百 第三十三條、三 十四條) 旅店及 酒店營業燒 酒及スピリツス 小賣營業并毒 藥 <small>毒取</small> 販賣	行政裁判 法ニ依テ 口審ヲ出 願スルヲ 得	第百二 十四 十八條(第 百三十五 條	第百十号 ノ照考如シ 口審ヲ出願 スルハ唯許 可セザル中 限ル
--------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------	------------------------------------------------

他人ノ権利ヲ制限又ハ分割セシメテ要スル請願ノ一般農業ニ利益アルヤ否ヤノ主眼ヲ議決スル事

第四 第十六條乃至二十五條(百二十)

第十四條左ノ營業諸場ノ願スルヲ得

常 築造ヲ許可スル事 日 三條(百二十七條百三十五條)

尾斯製造場尾斯儲蓄場地油製造場綠炭脂製造場

石炭脂製造場コ
アークス製造場
アスファルト溶
鮮場脂製造場硝
子製造場煤製造
場石灰瓦及石膏
燒場鑛物鎔鮮場
鍛冶場速晒場漆製
造場養生麵包
製造場養生糊製
造場熾布腸糸屋
根板及屋根皮製
造場腸糸仕上場

0

糊、魚油、石礮製造
 場、獸骨燒場、獸骨
 乾燥場、獸骨溶解
 場、同晒場、ホツペ
 ニシユウユ一ハ
 ル乾燥場、獸毛仕
 上場、木脂溶解場
 屠獸場、製皮場、剥
 皮場、蕡紙製造場
 蒸氣罐、及蒸氣罐
 或ハ他ノ延板桶
 類ヲ張出スル製
 造場

第四	第五十三條第一	縣事議官	十日	第百五十	千八百七十
十七	項中第一節(道路修築義務者ニ付典ス可キ道路築造員上權ヲ定ムル事)	= 訴願スルヲ得	八條		四年六月十一日公布ノ成法第百五十三條ヲ參看ス可シ
第一	第六十八條(左ノ件々ニ涉ル郡會決議ヲ認允スル)	州事議官ニ訴願スルヲ得	二十日	第百五十八條(郡治章程)	若シ其認允ヲ得スニハ該決議ハ無効
第一	第六十八條(左ノ件々ニ涉ル郡會決議ヲ認允スル)	州事議官ニ訴願スルヲ得	二十日	第百五十八條(郡治章程)	若シ其認允ヲ得スニハ該決議ハ無効
第一	第六十八條(左ノ件々ニ涉ル郡會決議ヲ認允スル)	州事議官ニ訴願スルヲ得	二十日	第百五十八條(郡治章程)	若シ其認允ヲ得スニハ該決議ハ無効
第一	第六十八條(左ノ件々ニ涉ル郡會決議ヲ認允スル)	州事議官ニ訴願スルヲ得	二十日	第百五十八條(郡治章程)	若シ其認允ヲ得スニハ該決議ハ無効
第一	第六十八條(左ノ件々ニ涉ル郡會決議ヲ認允スル)	州事議官ニ訴願スルヲ得	二十日	第百五十八條(郡治章程)	若シ其認允ヲ得スニハ該決議ハ無効
第一	第六十八條(左ノ件々ニ涉ル郡會決議ヲ認允スル)	州事議官ニ訴願スルヲ得	二十日	第百五十八條(郡治章程)	若シ其認允ヲ得スニハ該決議ハ無効
第一	第六十八條(左ノ件々ニ涉ル郡會決議ヲ認允スル)	州事議官ニ訴願スルヲ得	二十日	第百五十八條(郡治章程)	若シ其認允ヲ得スニハ該決議ハ無効
第一	第六十八條(左ノ件々ニ涉ル郡會決議ヲ認允スル)	州事議官ニ訴願スルヲ得	二十日	第百五十八條(郡治章程)	若シ其認允ヲ得スニハ該決議ハ無効
第一	第六十八條(左ノ件々ニ涉ル郡會決議ヲ認允スル)	州事議官ニ訴願スルヲ得	二十日	第百五十八條(郡治章程)	若シ其認允ヲ得スニハ該決議ハ無効
第一	第六十八條(左ノ件々ニ涉ル郡會決議ヲ認允スル)	州事議官ニ訴願スルヲ得	二十日	第百五十八條(郡治章程)	若シ其認允ヲ得スニハ該決議ハ無効

事

甲 郡民共有ノ土地及不動産上ノ諸権利ヲ賣却スル事

乙 新々ニ郡ノ負債ヲ募リ或ハ舊債ヲ増額シ并ニ郡ノ為ニ保證スル

丙 成法ニ於テ其義務ナシ

ヲ参考ス可シノモノトス

下維ト七五年

間以上新々ニ郡民ニ出金ノ義務ヲ負ハシムル

第五	第四		
第五十五條	第十條	或規ノ保證金額ヲ増減スル事	州事議官ニ廿一日
取	得	第一項	伯林府ニ在テハ州長ニテ裁決シ又同府ニ在テ其不服ヲ農務卿ニ訴願ス可キモノトス
同前			
二十			
同條			
第二			
同前			

五	第十 節	第四十三條 第二	節 照 ニテ引	水ヲ許可スル 事並同第三 節 照 ニテ引	水ヲ許可スル 事並同第三 節 照 ニテ引
四	第十 節	第十五條	灌溉 溝渠ヲ設ケ ツカ 為メ公益ヲ害 ス ニ或ハ水下ノ部 落ニ住スル人民 ニ需要ノ水量ヲ 缺カシタル片ニ 當リ其引水ヲ 制限スル事	同前	同前
		二十 日	第七條	伯林府在 テハ州長之 ヲ裁決ス其 不服農務 卿ニ訴願 ス可シ	五ウ
		二十 日	第十七條 第一	同前	

六	第十 節	第四十四條	流 動水中ニ麻 ヲハニテ 置クハ禁制 ス レモ臨時特別 ニ之ヲ許可ス ル事	水ヲ許可スル 事並同第三 節 照 ニテ引	水ヲ許可スル 事並同第三 節 照 ニテ引
		二十 日	第十七條 第二項	同前	同前

第十 第(五)条(限) 防組合中(属) セサル堤防(使) 用ヲ制限(若ク)	第九 第(六)条乃至八 条(限)防(建)築 費ヲ假リ(貢) 擔(セ)シメ(及)ヒ 該(費)金(ノ)賦 課(ス)ル(事)	第八 ハ(修)繕(義)務(者) 中(ニ)費(金)ヲ(賦) 課(ス)ル(事)
同 前	同 前	同 前
二十 日 項	二十 日 項	二十 日 項
同 第(四)条 同 前	同 第(三)条 同 前	同 前

七

第七 第(一)条乃至三 条(限)防(新) 築、并(現)在(堤) 防(ノ)位(置)及 更、增(築)及(其)破 却(ノ)許(可)シ ル(事)	農務 卿 二 日 項	二十 日 項	同 前
第八 第(四)条乃至五 条(限)分(又)ハ(幾)分 カ(崩)壊(若クハ)破 却(シ)タル(堤)防 ヲ(修)繕(ス)ル(事) 并(其)保(存)若ク	同 前	二十 日 項	同 前

六
六

ハ林示止ル事

第一 第二十七條乃至二十五條(左記)

營業場ノ新築、若クハ改築ヲ許可スル事
火藥製造場
煙火具及ヒ各種
種柁付木製
造場、素鹽掘
採場、各種蒸
燒場、各種舎
密場、工糞及

商務卿 = 十四日
訴願スルヲ得
第四百二十條、第四百二十七條、訴願スルヲ得
長之亦自ラ
得權限法
第百二十七條、第百二十七條、訴願スルヲ得
可シ

七ウヲ

ト糞粉製造場

第二十七條(一) 一定場所ニ於テ其非常ノ喧躁ヲ起ス容械ヲ以テ營業ヲ為スヲ禁ム可キヲ又ハ制限ヲ設ケテ之ヲ許可ス可キカ否ヤヲ議決スル事

商務卿 = 十四日
訴願スルヲ得
第四百二十五條、第四百二十七條、訴願スルヲ得
可シ又縣
事議官
長ニマハ上
第二十一
号ニ同シ

町村警察署
第百二十五號
署用申ラ候
テ議決ス

第二十七條(一) 公

同前

十四日

第百二十號

第十三	安ヲ妨害若 リハ危険ナル カ等々既設ノ 営業場ヲ使 用スルヲ林不 ル事	日 六条百二 十七条百上 三十五条 一号同シ	八〇三
第十四	第二第三十九条 烟筒掃除人 ノ受持掃除 區ヲ廢止シ又 ハ改正ノ事	州事議官ニ 訴願スルヲ得 一日 六条第一 節	
第十五	第二 第六十四条(週 市場ノ場數)同場	同 前 二十 日 同条第四 項 等ヲ確定	スルニハ市 場所在町 村廳ノ承 諾ヲ受ク ルヲ要 ス ノ 權 限 法 百三十六 條第五 節又百 四十條ヲ 參看ス可シ

第十六	第二 第六十六條	其日數ヲ定ムル 事、併ニ市場 所在地方ノ商 人ニ限り其定 限アルヲ製 品ヲ週市ニ販 賣スルノ習例 ヲ後來ニ繼 續スルヲ認 可スル事	同 前 二十 日 同條第五 項	同 前 二十 日 同條第五 項
-----	-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

第十	第三	第五十九條第三節 節鐘抗若クハ鐘願スルヲ得	商務卿ニ許	十四日	第十四條	所轄ノ管鐘上廳ト協議シ
第十九	第二	第九十四條第五節 營業組合ノ解散シタル後其之ニ附屬シタル教育場、救助積金、及其他公益ニ係ル諸設営ニ法人權ヲ付與スル事	同前	二十一日	同條第三項	
		規則及其改正并營業組合ノ解散ヲ許可スル事				

第十七	第二	第八十五條 百三條(營業組合入社会ノ増額ヲ許可スル事)	同前	二十一日	同條第一項	
第十八	第二	第九十二、九十三、九十九、及百三條 營業組合ノ申合	同前	二十一日	同條第三項	
		ニ列載スルモノ、外、週市ニ販賣ス可キ物品ヲ定ムル事				

第三	第三	第十二	第三
第一條第一節	第五十六條	第一區又一町村ノ	第二十六條
第一節	建築警察條例中ノ成規施行停止ヲ求ムル請願ヲ許可スル事	道路修築上ニ本條例ヲ擴張スル事	一郡
同前	同前		同前
二十	二十	一日	二十
	第六條	第十四條	第五
一野郡内合	伯林府ニ在テハ州長之ヲ許可ス	決シ其不服ハ商務卿ニ訴フキモノトス	ノトス 伯林府ニ在テハ州長之ヲ議

第三	第十一	第三	第十一
第五十二條	第四節	第五十二條	第四節
物鎔解所ニ用フル水車設立ノ妨ケナキト不口トヲ議決スル事	又ハ郡ニ於テ設立シタル貯金預貯所ノ申合規則又ハ成法ニ於テ官許ヲ與フ可キ事件ノモノヲ許可セサル	州事議官ニ許願スル	州事議官ニ許願スルハ、唯許可ヲ得ル
		二十	四節
		第一日	
			又伯林府ニ在テハ州長之ヲ承諾シ其不服ハ内務卿ニ訴フキモノトス
			又縣事議官長云々ハ第一十一口同

第三 十八	第三條(公路)斜曲ヲ 矯正し或ハ其幅ヲ開 闊スルヲ得	商務卿ニ訴 願スルヲ得	十日	第五百五十七條 伯林府ニ在テハ 該警察本廳第
第三 十七	第九條及十七條(敷町 村)相通シテ軒並線ヲ 確定スルトキ其相調 和シ能ハサル條件議 決スル事	同	二十 一日	同
第三 十六	第八條及十七條(築造 方)案ニ不服ナル異議 ヲ議決スル事	同	二十 一日	同
第三 十五	署ノ申請ニ依リ軒並 線ヲ確定スルノ緩急 ヲ議決スル事	同	二十 一日	同

第十四	五條、十七條(町村 廳)於テ街路線 及軒並線ヲ確定セ シトシテ警察署 之ヲ承認セサル内 相代テ之ヲ承認ス ル事	同	二十 一日	一万以上都 市ニ在テ或 警察署町村 ハ限ル如キ 市矢ノ與テ 中限ル第表 第四百三十二號 百二十三號及 第表第百三十一號 乃至百三十四號ヲ テ着スルシ
第三 十五	第一條第二節第五 條、十七條(町村)警察 署	同	二十 一日	同

第三	第四條私有地ノ自由	同	前	十日	同	前	一局之ヲ裁決ニ 下第四十九條ニ 至ル迄管ニ同 之又土置上法 第四條第節 參看可也
第十九	第四條私有地ノ自由 ヲ一時制限スル事	同	前	十日	同	前	
第十	第五條地所ヲ買テ ルノ理アル起業者ノ優 ニ著手スルヲ許可 スル事其納付可	同	前	二十 一日	同	前	

第十四	第五條地所ヲ買テ ルノ理アル起業者ノ優 ニ著手スルヲ許可 スル事其納付可	同	前	二十 一日	同	前	
第十一	第十四條起業者ノ 責任ヲ確定スル事	同	前	同前	同	前	
第十二	第十五條第節(地 所)買上方案ヲ調査 及假定スル事	同	前	同前	同	前	
第十四	第二十條(地所)買上 方案ノ當否ニ就キ 裁決ヲ下ス事	同	前	十日	同	前	土地買上法 第廿二條ヲ參 看ス可也
第十七	第三十三條乃至三十四 條(司法裁判ノ落着	商務 卿之 訴題 スルヲ	三日	同	前	同法第三十四 條參看ス可也	

保證金額ヲ定ムル事
建物ヲ破壊スルヲ許
可スル事

領地に於て其都市
警察費に支出する
額を確定する事
（双方相取和に於て
已能ハサル時）

